

新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改革等について（概要）

- 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」（令和3年1月26日 中央教育審議会）及び「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）」（令和2年11月13日 同ワーキンググループ）等を踏まえて、学校教育法施行規則、高等学校設置基準、高等学校通信教育規程等の一部改正等を行った。

1 各高等学校の特色化・魅力化【学校教育法施行規則・高等学校設置基準の一部改正、通知事項】

◆ 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義

- ・ 高等学校の設置者は、高等学校が下記の「三つの方針」を策定する前提として、各高等学校やその立地する市区町村等と連携としつつ、**各高等学校に期待される社会的役割等（いわゆるスクール・ミッション）を再定義**することが望まれる。

◆ 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

- ・ 高等学校は、当該学校、全日・定時・通信制の課程又は学科ごとに**以下の方針（いわゆるスクール・ポリシー）を定め、公表するものとする。**
 - (a) **高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針**
 - (b) **教育課程の編成及び実施に関する方針**
 - (c) **入学者の受け入れに関する方針**

（※）令和4年4月1日から施行（令和6年度末まで経過措置）

◆ 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

- ・ 高等学校は、当該学校における教育活動その他の学校運営を行うに当たり、**関係機関等との連携協力体制の整備に努める**こととする。

（※）令和4年4月1日から施行

2 普通科改革（高等学校における「普通教育を主とする学科」の弾力化）

【高等学校設置基準・高等学校学習指導要領の一部改正】

- ・ **普通教育を主とする学科として、普通科以外の学科を設置可能とする。**
- ・ 普通科以外の普通教育を主とする学科においては、**各学科の特色等に応じた学校設定教科・科目**を設け、**2単位以上**を全ての生徒に履修させるなどして教育課程を編成することとする。
- ・ 普通教育を主とする学科のうち、学際領域に関する学科及び地域社会に関する学科については以下のとおりとする。
 - (a) **学際領域に関する学科**については**大学等との連携協力体制を整備**するものとする。
 - (b) **地域社会に関する学科**については**地域の行政機関等との連携協力体制を整備**するものとする。
 - (c) 上記2学科は、**関係機関等との連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講じるよう努める**ものとする。

（※）令和4年4月1日から施行予定

各高等学校に期待される社会的役割の再定義

■ 背景

- ✓ 各高校の在り方を検討する上で、各高校が育成を目指す資質・能力を明確化することが重要
- ✓ しかし、学校教育目標等が抽象的で分かりにくい、校内外への共有・浸透が不十分といった指摘

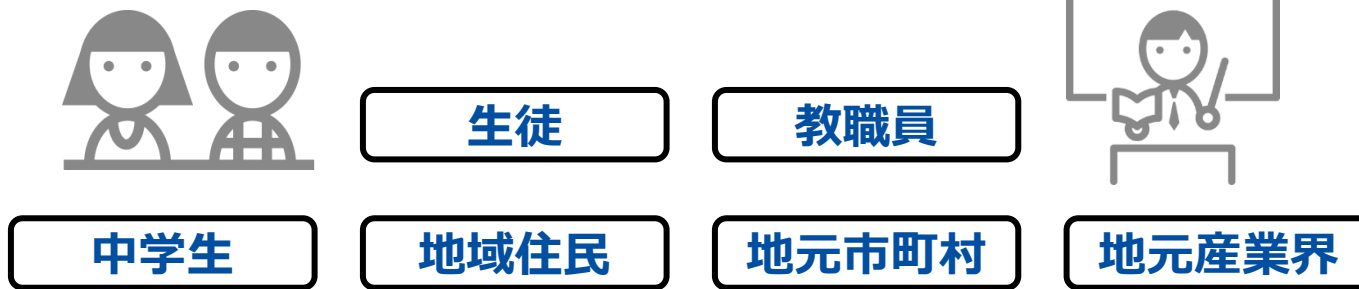
社会的役割（スクール・ミッション）の再定義

- ✓ **各高校の存在意義**
- ✓ **期待される社会的役割**
- ✓ **目指すべき高等学校像**

高等学校の設置者が各学校や地元自治体等の関係者と連携しながら再定義（施行通知で記載）

- ✓ 生徒の状況・意向・期待
- ✓ 現在の社会・地域の実情
- ✓ 学校の歴史・伝統
- ✓ 将来の社会像・地域像

高等学校の役割・理念を
分かりやすく提示



- ✓ 中学校における進路指導の充実や中学生の学校選択、高校生の科目選択にも資するものとして期待

高等学校における「三つの方針」の策定・公表

「三つの方針」（スクール・ポリシー）の策定・公表（学校教育法施行規則の改正）

- ✓ **高等学校教育の入口から出口までの教育活動**を一貫した体系的なものへと再構成
- ✓ 各高等学校教育の**継続性を担保**

▶ 特色・魅力ある教育の実現に向けた**整合性のある指針として「三つの方針」を策定・公表**

第百三条の二 高等学校は、当該高等学校、全日制の課程、定時制の課程若しくは通信制の課程又は学科ごとに、次に掲げる方針を定め、公表するものとする。

- 一 高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針
- 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
- 三 入学者の受入れに関する方針

- ✓ 各高等学校における**育成を目指す資質・能力を明確化・具体化**
- ✓ **カリキュラム・マネジメント**を通じて、学校全体の教育活動の**組織的・計画的な改善**へと結実
- ✓ スクール・ポリシーを基準にして、**高等学校の教育活動や業務内容を精選・重点化**
- ✓ **学校評価**において、スクール・ポリシーに照らして自らの取組を点検・評価

三つの方針の内容

- ✓ 生徒や入学希望者の**学習意欲を喚起**し、学校生活や将来に対する展望を持ちやすい表現・内容
- ✓ 日常的に参照可能なよう、総花的なものとならず**真に重点的に取り組む内容**を示す指針
- ✓ スクール・ポリシーについても**日々の教育活動の検証等を通じた見直し**

高等学校における「三つの方針」の策定・公表

育成を目指す資質・能力に関する方針（グラデュエーション・ポリシー）

- ✓ 各高等学校に期待される社会的役割等に基づき、生徒の卒業後の姿を見据えて、学校教育活動を通じて生徒にどのような資質・能力を育成することを目指すのかを定める基本的な方針となるもの

関係者	意義・効果
生徒	同方針に表れた資質・能力を身に付けることが <u>高等学校生活の目標の一つ</u> 〔卒業時の姿から逆算して日々の授業等への取組 大学入学者選抜や就職活動における自身に関する説明に活用可能〕
教職員	同方針に表された資質・能力を育成することを <u>日々の教育活動の最終的な目標</u> として、年間指導計画の策定や日々の授業の実施・改善
設置者	同方針に基づく各高等学校の取組状況を踏まえて、 <u>予算・人事上の措置</u> や <u>指導主事の派遣</u> などの支援
入学希望者	明確化された卒業時の姿を <u>学校選択時の参考情報</u> として活用
関係機関	明確化された各高等学校が育成を目指す資質・能力を踏まえて、 <u>相互のコミュニケーションを円滑化</u>

- ✓ 授業改善等に活用できるよう、一定の具体性をもった内容とすることが必要
（その際、定量的なものというよりも、定性的な目標として記載されることに留意）
- ✓ 各教科・科目の単位修得と離れて独自の卒業要件となるのではない点に留意

高等学校における「三つの方針」の策定・公表

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

- ✓ 育成を目指す資質・能力に関する方針を達成するために、どのような教育課程を編成し、実施し、学習評価を行うのかを定める基本的な方針となるもの

関係者	意義・効果
生徒	同方針の内容を踏まえて、卒業までの学習の道筋を捉える
教職員	同方針に基づいて教育課程全体の体系化や各教科・科目の意味付け一貫した方針の下で <u>年間指導計画の策定</u> や <u>日々の授業の実施・改善</u> 等
設置者	同方針に基づく各高等学校の取組状況を踏まえて、 <u>予算・人事上の措置や指導主事の派遣などの支援</u>
入学希望者	教育活動の基本的な方針を <u>学校選択時の参考情報</u> として活用
関係機関	各高等学校の教育内容に関する方針が共有されることで <u>相互のコミュニケーションが円滑化</u>

- ✓ 同方針はカリキュラム・マネジメントの基盤。教育課程の編成という計画段階の方針にとどまらず、教育課程の実施や、教育課程の評価に当たって参照されるもの
- ✓ 新学習指導要領において重要視される「社会に開かれた教育課程」「主体的・対話的で深い学び」「教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成」を意識して策定

高等学校における「三つの方針」の策定・公表

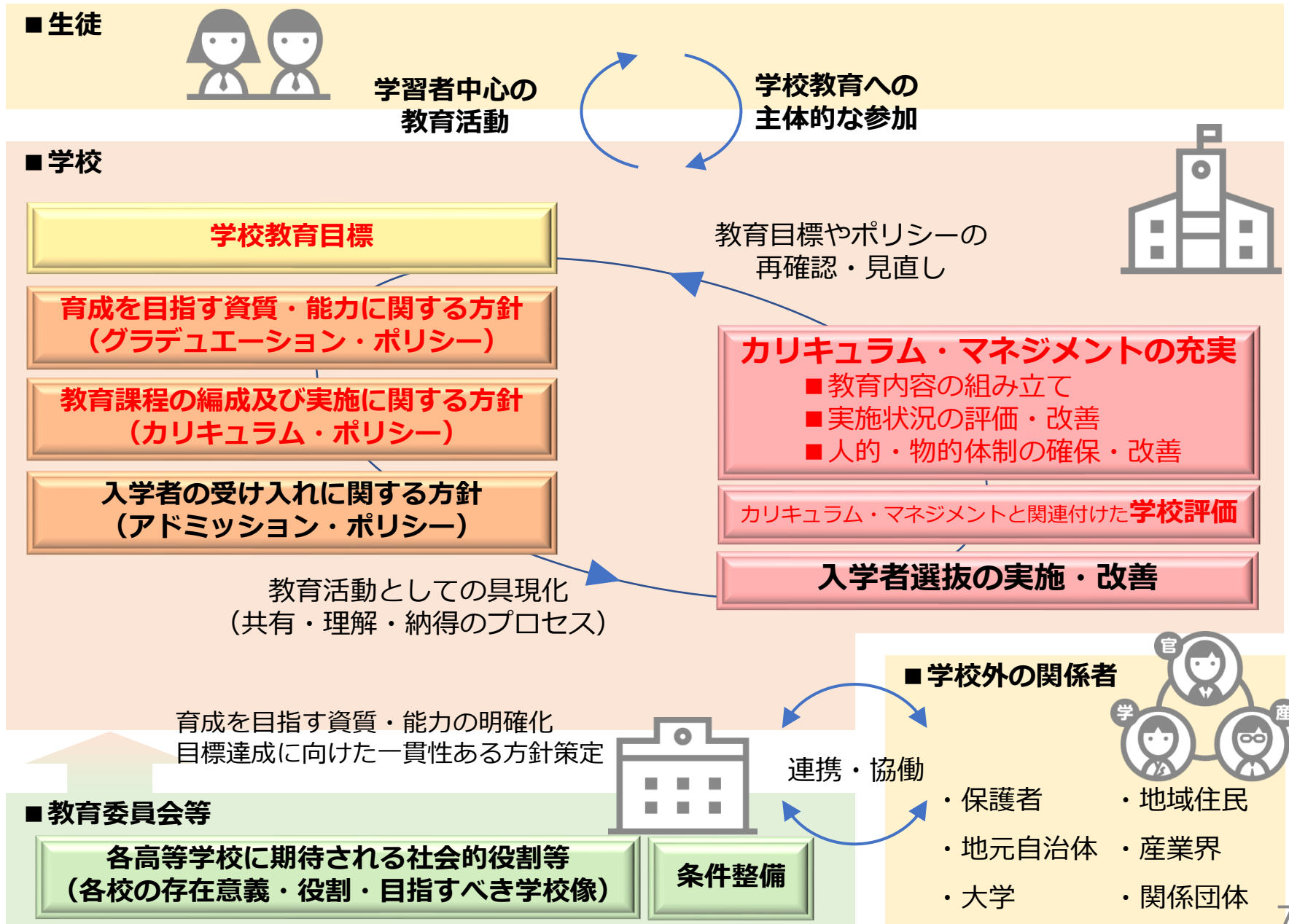
入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

- ✓ 各高等学校に期待される社会的役割等や、育成を目指す資質・能力に関する方針と教育課程の編成及び実施に関する方針に基づく教育内容等を踏まえ、入学時に期待される生徒像を示す基本的な方針となるもの。

関係者	意義・効果
入学希望者	<u>学校選択時の判断基準</u> や <u>入学に向けた目標</u>
中学校の教職員	<u>進路指導に当たる上での参照情報</u>

- ✓ 一覧性を高める観点から、同方針の公表を各高等学校がそれぞれに行うだけでなく、都道府県教育委員会のホームページ等で一元的に公表するなどの工夫
- ✓ 育成を目指す資質・能力に関する方針と教育課程の編成及び実施に関する方針を踏まえ、これら方針に基づく教育を受ける生徒に対するメッセージとしてふさわしい内容
- ✓ 生徒の資質・能力は可塑性に富むものであることから、入学時において求められる資質・能力を余りに厳格に定めることによって、学ぶ意欲を持った生徒に対して高等学校教育の門戸を閉ざすこととなってはならない

各高等学校に期待される社会的役割等及び「三つの方針」に基づく教育活動の実施・改善 (イメージ)



現在の社会・地域の実情
 在籍する生徒の状況・意向・期待

将来の社会像・地域像
 学校の歴史・伝統

高等学校における「三つの方針」の策定・公表（策定プロセス例）

「三つの方針」の策定プロセス（例）

- ✓ 各高等学校において以下の順で検討

①教育活動を通じてどのような資質・能力を育むことを目指すのか	: 育成を目指す資質・能力に関する方針
②そのために求められる教育課程を編成・実施するための方針	: 教育課程の編成及び実施に関する方針
③当該高等学校の教育内容等を踏まえ、入学時に期待される生徒像	: 入学者の受入れに関する方針

- ✓ **設置者が「三つの方針」の運用上の名称や具体的な策定方針、期間について検討**し、各高等学校における効果的な策定・運用を促進
- ✓ **校長がリーダーシップを発揮しながら、全教職員が当事者意識を持って参画**し、組織的かつ主体的に策定（≠一部の教職員だけの策定）
- ✓ 教職員をはじめとする関係者が「三つの方針」について**共有、理解、納得のプロセス**を経ていくことそのものにも大きな意義
- ✓ 各高等学校や地域の実情によって、**生徒や保護者、地域住民等の関係者が参画**して検討を進めることも重要

高等学校における「三つの方針」の策定・公表（策定プロセス例）

「三つの方針」の策定プロセス（例）

（1）「三つの方針」策定の中心となる組織の特定

- ・「三つの方針」の策定に当たっては校長がリーダーシップを発揮することが重要であり、組織的に対応していくことが求められる。「三つの方針」を策定することのみを目的として校内組織を立ち上げることは必ずしも要せず、既に置かれている校内組織の活用や、既存の校内組織の見直しを行いながら検討を進めることが想定される。

（2）「三つの方針」策定に係るプロセス及びスケジュールの確定

- ・策定の中心となる組織を特定した後は、学校内外の調整を含めてどういった工程で策定・公表までの検討作業を進めるのかについて具体的に決めることが必要である。

（3）「三つの方針」策定に当たって踏まえるべき情報の整理

- ・教育基本法や学校教育法、学習指導要領等の関係法令、各高等学校に期待させる社会的役割等、学校教育目標、これまでの当該高等学校における取組、生徒の状況や進路希望、地域の実情等を整理し、教職員間で共有する。
- ・生徒の状況や地域の実情等については、生徒を対象としたアンケートや保護者アンケート、学校運営協議会の場でのやり取り等を通じて既に入手・整理されているものも含まれる。

（4）「三つの方針」の案の作成及び教職員間での協議

- ・整理された関係情報を踏まえて、校内組織において育成を目指す資質・能力に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の順に案を作成する。
- ・校内組織において作成された案を基に、職員会議等を活用して全教職員が参画可能な形で精査を行う。

高等学校における「三つの方針」の策定・公表（策定プロセス例）

「三つの方針」の策定プロセス（例）

（5）生徒や保護者等の学校外の関係者との対話

- ・ホームルーム活動や生徒会活動等の場において、学校教育の中心である生徒に対して「三つの方針」の案を提示し、生徒が自らの学校生活を振り返るとともに、学校生活を通じて身に付けたい資質・能力について主体的に考える機会を設ける。
- ・学校運営協議会等の組織において、地域住民や保護者等の学校外の関係者に対して「三つの方針」の案を示し、地域社会から学校に対する期待することや、学校教育活動を推進する上でどんな連携・協働が可能かなどについて話し合う機会を設ける。

（6）「三つの方針」の策定

- ・生徒や学校外の関係者から聴取した意見を踏まえて、校内組織で再検討を加えた上で、最終的に校長が「三つの方針」を決定する。

（7）「三つの方針」の再確認・見直し

- ・「三つの方針」策定後も、固定的に捉えるのではなく、絶えず振り返り、教育活動の評価や生徒の状況を踏まえて、必要に応じて「三つの方針」の見直しを行う。

中央教育審議会「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ(審議まとめ)」より